
平成 30 年度第 1 回青森市入札監視委員会 会議概要

■開催日時

平成 30 年 5 月 23 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 25 分

■開催場所

青森市役所本庁舎 2 階 庁議室

■出席委員

| | |
|----------|---------|
| 委員長 | 塩 谷 未 知 |
| 委員長職務代理者 | 成 田 俊 弘 |
| 委員 | 猪 原 健 |
| 委員 | 吉 田 英 久 |

■事務局

能代谷 潤 治（総務部長）
山 谷 直 大（総務部理事次長事務取扱）
長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
三 上 智 幸（総務部参事契約課長事務取扱）
福 島 清 裕（総務部契約課副参事）
熊 谷 圭 介（総務部契約課主幹）
成 田 敬 三（浪岡事務所総務課主幹）

ほか総務部契約課、総務部管財課、環境部下水道整備課、教育委員会事務局文化学習活動推進課、都市整備部住宅まちづくり課の職員

■議事

1 開会

2 会議

（1）報告事項

◇入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

当該報告に対する委員からの質疑・意見はなかった。

◇総合評価落札方式の試行導入について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・以前も総合評価落札方式を行ったと思うが、内容が違うのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今まで青森市で行ってきた総合評価落札方式は設計施工一括発注方式といい、設計と施工を一体して行う高度な技術を有する工事を対象としたものです。幸畑の市営住宅と新青森駅の駐車場の2件で導入した経緯がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、一般の建設工事のうち業種は土木一式工事、予定価格は5千万円以上を対象として試行的に導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、一般の建設工事のうち業種は土木一式工事、予定価格は5千万円以上を対象として試行的に導入する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、土木一式工事以外の業種にも広げ金額も下げていくのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・導入後の課題等を検証し、業種の拡大等について検討する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者の意見聴取が国土交通省及び東青地域県民局の職員で問題はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国のマニュアルによると、総合評価落札方式の学識経験者の例示として、国、県の職員の記載があるので問題はない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国、県が先行しているが、くじ引きによる落札は減少しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・減少しているとのことである。 |

◇指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・青森市ホームページには富士通ゼネラルや世紀東急工業も掲載されていたが資料に無い理由は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料は平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間中に指名停止した一覧である。 |

(2) 審議事項

◇抽出事案（その1）について

『青森市役所新市庁舎建設工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|---|---|
| <p>・落札時の設計金額は23億円、落札率は99%である。市の説明では再度部材関係の見積等をとって設計金額の見直しをしたとのことであるが、参加業者と協議したのか。</p> | <p>・参加業者から見積書、設計内訳書を提供いただいたが、内容に関して一切協議していない。 市で再検討した結果、市の積算が厳しかった部分については、見積業者に再度ヒアリングをし、市の単価を見直した。</p> |
| <p>・実際に設計書を見直す場合は項目が多数あると思われるが、どのように行ったのか。</p> | <p>・建設業者から設計内訳書の提出をして頂きこちらの積算と比較した。こちらの積算よりも高い項目、低い項目と様々でしたが特に乖離が大きい部分を検証した結果、見積りにより単価の設定をしている部分の金額の開きが大きかったことから見積業者へのヒアリングを行い、見積書を徴し単価の見直しを行った。</p> |
| <p>・特にどの項目を精査したのか。</p> | <p>・一例だと鉄骨。ボリュームが大きく見積書を徴している部分である。鉄骨に関しては少しの単価の開きで設計金額に大きな影響を受けてしまう。こういったところを精査した。</p> |
| <p>・単価はどのように決めるのか。また、一例が鉄骨材とのことだが、鉄骨を使用する今後の工事についても設計額が上がってくるということか。</p> | <p>・市の単価表がある。それによらないものについては公に出されている刊行物を使う。それにも単価がないものは業者から見積書を徴して単価の設定を行う。 新市庁舎建設工事については、一回目の入札不調になった時点では平成29年度の前期の単価で積算したが、11月の入札では平成29年度の後期の単価を採用する時期となっており、最新の単価とい</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>うことで後期の単価に入れ替えて積算した。</p> <p>今後発注されるものについても最新の単価を使っていくので、単価が上がり傾向となっている状況ではそれに伴って設計金額も上がっていくということになる。</p> |
|--|---|

〈抽出事案（その2）について〉

『平岡汚水3号幹線第1工区工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、当該事案に係る入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|---|--|
| ・入札金額が二通りに分かれているが、どうしたらこうなるのか教えてもらえないか。 | ・青森市低入札価格調査制度における判断基準に「当該入札前に調査基準価格に満たない入札を行った市発注の他の同業種工事について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。」という基準がある。 この基準だと既に低入札で契約がなされている業者であれば、調査基準価格を下回る入札額では失格となってしまうため、このような業者が失格とならないよう失格ラインぎりぎりの調査基準価格で入札を行ったことも入札額が数値的判断基準の額と調査基準価格の二通りに分けられるという結果になった要因の一つとして考えられる。 |
| ・入札者数が多いように見受けられるが理由はあるのか。 | ・入札日が平成30年2月19日となっており、この工事については時期的に雪解け後すぐに着工できる条件となっていることから、業者にしてみれば切れ目なく受注したいという意欲を持った入札になったのではないかという推測ができる。 全国的なものだが工事発注件数の平準化というのが国からの指導である。青森の場合は降雪地帯なので雪があるうちに工事を発注し、雪解け後直ちに着工できるよう発注を平準化することに意を用いている。 |
| ・入札参加者に対してどのような資料を提示しているのか。 | ・設計図面、金額を算出するに必要となる各工事の数量を表示したもの、金額が入っていない設計書、特記仕様書を縦覧資料として提供している。 |

| | |
|--|---|
| <p>・その縦覧資料を基に応札した業者が独自に計算してこのように二つのグループにまとまるものなのか。これまでの話では各業者が積算ソフトを購入し精度が上がっていると説明を受けていたが、ここまで同じになるものなのか。</p> <p>・1番から21番までは調査基準価格と同額であるのか。</p> <p>・仮にこの工事の入札を7月から行われる総合評価落札方式で行った場合、他の評価も出てくると思いますがどのような手順になるのか。</p> <p>・入札の手続き上は問題ないのだろうが、このようなくじ引きになる入札については総合評価落札方式の対象にするとか、引続き検討をお願いしたい。</p> | <p>・詳細は分らないが、比較的積算しやすい工事であると考えられる。</p> <p>・結果的にくじ引きとなった21者については、数値的判断基準価格と同額である。これが1円でも下回れば失格となる。</p> <p>・総合評価落札方式については価格と価格以外の評価点で判断することから、施工実績等の別資料を提出して頂き、業者ごとに点数化を図り、価格と価格以外の評価点で落札者を決定するという手順となる。</p> <p>・引続き検討する。</p> |
|--|---|

◇抽出事案（その3）について

『青森市民美術展示館屋上融雪設備設置工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・1回目の入札が1者以外辞退というのは単価が折り合わなかったということか。 ・当初の入札日はいつか。 ・一箇月ぐらいで終わる工事だったのか。 ・一回目のランクはCだったのか。 ・電気関係の業者12者指名して1者しかこないというのは時期の問題等があると思うが、電気関係はそういうものなのか。 | <ul style="list-style-type: none">・設計単価につきましては見積書等を参考に金額を出しておりますので適正だったと考えている。 入札日が、12月1日であり、当時若干の降雪、積雪があり、野外で行う工事のため業者に見れば厳しい工事だったのではないかと推測できる。 ・11月20日。 ・工期は約2箇月。 ・設計金額が160万円前後だったので市の基準ではC等級となる。電気の業種に登録のあるC等級の全12者を指名したが、11者辞退し1者のみとなったため一回目の入札は中止した。 ・傾向として土木一式工事以外の業種については、入札に参加する業者が少なくなっている。 |

◇抽出事案（その４）について

『市営住宅幸畑第四団地 15 号棟ベランダ床防水改修工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の理由等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

| 委員（質疑・意見） | 事務局（回答・説明） |
|--------------------------------|---|
| ・二回目の入札は、もう一度入札を募ったということか。 | ・二回目以降の再入札につきましては、一回目に参加した業者のみが参加できる。 |
| ・一回目の入札は一者のみであるが、再度入札の権利があるのか。 | ・一般競争入札に関しては、一者の場合でも再度入札を行うことができる。 |
| ・一回目の入札は書類不備のため無効とあるが、具体的には何か。 | ・郵便入札で行った入札であり、要領で決まっている方法での提出がなされなかったもので開かずそのまま無効としたものである。 |

（３）その他

◇次回会議の開催日程等について

次回会議は、平成 30 年 11 月以降に開催することとし、平成 30 年度の上半期に入札した建設工事を審議案件の対象とすることとした。

◇次回審議案件の抽出について

次回会議の審議案件抽出委員については、成田委員が指名された。

3 閉会